

寄付金の取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本舞台音響家協会（以下、「本法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類)

第2条 本法人が受領する寄付金等の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金

(2) 特定寄付金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄付金

イ 使途特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの

ロ 募集特定寄付金 本法人が、募集にあたりあらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金要領書」という。)をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

2 この規程における寄付金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(寄付金の募集)

第3条 本法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 本法人は常時使途特定寄付金を受け入れることができる。

3 本法人が募集特定寄付金を募集するときは、募金要領書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。なお機関誌での公告をもってそれに替えることができる。

4 前項に関わらず、Web サイトにおいて募金要領書を公開し、これに賛同して寄付したものには事後に交付することができる。

(寄付金の使途)

第4条 一般寄付金については、50%を定款第4条に定める事業に関連する事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは前記事業費に充当することも可とする。

2 使途特定寄付金については、全額を寄付者の特定した使途に使用する。

3 募集特定寄付金については、適正は募集経費を控除した残額の総額を、募集要項に従い使用する。この場合適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

4 募集特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る計算書を機関誌及びWeb サイトに掲載するものとする。

(受領書の交付)

第5条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、寄付金額及び指定使途又は定款第4条に定める事業に充当する割合、並びにその受領年月日を記載するものとする。

(受入基準)

第6条 本法人は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき

- イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
- ロ 寄付者が寄付の経理について監査を行なうこと
- ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部又は一部を取り消すことができること
- ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡又は使用させること
- ホ その他理事長が本法人の運営上支障があると認める条件

(2) 寄付金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄付金等が定款に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(情報公開)

第7条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、一般社団法人日本舞台音響家協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成30年11月15日に一部を改訂する。
- 3 この規程は、平成30年11月30日に一部を改訂する。
- 4 この規程は、令和2年12月10日に一部を改訂する。